

令和7年

第1回農業委員会通常総会 議事録

(令和7年1月24日開催)

武蔵野市農業委員会

令和7年第1回農業委員会通常総会 議事録

- 1 日時 令和7年1月24日（金曜日）午前9時30分
- 2 場所 武蔵野市役所西棟8階812会議室
- 3 議事
議案第1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 4 協議・報告事項
 - (1) 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
 - (3) 広域連携会議（地区別検討会）について
 - (4) 農業者大会について
 - (5) 認定農業者及び都市型認定農業者の認定申請について
 - (6) 令和7年度農業委員会日程等案について
 - (7) その他 会議等日程
- 5 出席委員

1番	榎本一宏	君	2番	後藤幸治	君
3番	森田茂紀	君	4番	松本正人	君
5番	北沢俊春	君	6番	下田誠一	君
7番	榎本英明	君	8番	土屋美恵子	君
9番	中村健二	君			
11番	高橋栄治	君	12番	吉野憲二	君
13番	坂本和人	君	14番	櫻井義則	君
- 6 欠席委員
10番 大谷壽子 君
- 7 委員以外の出席者 なし

8 事務に従事した職員

局長	小池鉄哉君
課長補佐	合田宇宏君
主任	花木賢太君
主任	森麻衣子君
会計年度任用職員	浅賀恵津子君

事務局長	<p>ただいまより令和7年第1回農業委員会通常総会を開催したいと存じます。</p> <p>それでは、会長お願いいたします。</p>
会長	<p>では、ただいまより、農業委員会通常総会を開催いたします。</p> <p>本日は総会ですので、事務局より会議の成立についての報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>本日は大谷委員からご欠席の連絡をいただいておりますため、14名中13名の出席になります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、有効に成立していることを報告いたします。</p>
会長	<p>署名委員は、13番坂本委員、14番櫻井委員にお願いします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について</p> <p>を上程します。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>[事務局説明]</p>
2番 後藤会長 職務代理者	<p>現地確認を行いました。時節柄、次の作付けの準備、また、花等の栽培をしているのを確認しました。農業をしていたことを証明することに問題がないと報告させていただきます。</p>
会長	<p>質疑等、ございますでしょうか。</p>

ないようでしたら、議案第1号に賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手の確認〕

全員賛成ですので、本案は可決しました。

続きまして、協議・報告事項に入ります。

(1) 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

一括して事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

7番 榎本委員

農地を確認しました。ハウス内では、大根、キャベツ、ほうれん草が良く出来ていました。他にはネギと白菜等です。農地は綺麗に管理され、ゴミひとつ落ちていませんでした。きちんと農業に取り組んでいる農地です。これから作付けをして、良いものができると思います。

事務局

〔事務局説明〕

以上について、何かご質問等ございますか。

〔質疑なし〕

会長

続きまして、

(3) 広域連携会議（地区別検討会）について事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

会長

以上について、何かご意見等ございますか。

5番 北沢委員

農地パトロールの実施について、遠慮がちに記載して

いますが、優良農地表彰の件については、どこかに記載してありますか。良いことなので、記載した方が良いと思います。

事務局

ご意見ありがとうございます。来週開催のため、資料の準備が済んでいると思われますので、来年度の資料には記載させていただきます。

検討会では、どのくらい話せる時間があるか分かりませんが、事務局より口頭にて追加の説明をさせていただきます。

会長

この国・都の施策等に対する要望の提出は、結構効果があります。北多摩地区でも3ブロックに分かれて会議を行い、都全域でも各地区で話し合い、意見が出ます。

優先順位を付けた方が良く森田委員からご意見があったので、今回は武蔵野市では優先順位を付けました。中でも特に強く言いたいことは、口頭で伝えます。

自分には関係のないことと考えないで、身近などんな小さなことでも、言った方が良くと思います。

東京都も農地が減っていて、都も危機感を感じている中で予算を大きくとっています。支援するということなので、我々もそのあたりを理解して、運営していかなければならないと考えています。

先ほど事務局から説明がありましたが、「都市農業」という表記を「東京都の農業」に変えました。都市農業だと他の地域も含まれてしまい、東京都とは異なるからです。「東京都」であることを主張しました。東京都農業会議の青山会長も東京都に注目していただけるように取り組まれています。

では、この意見書を提出させていただきます。

会長

続きまして、

(4) 農業者大会について
事務局より説明を求めます。

事務局

[事務局説明]

会長

以上について、何かご質問等ございますか。

〔質疑なし〕

会長

続きまして、
（５）認定農業者及び都市型認定農業者の認定申請について
事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

会長

以上について、何かご質問等ございますか。

２番 後藤職務
代理人

市外にも農地を持っている農業者が更新される場合は、広域認定を勧めるということで間違いないですか。

事務局

市内外どちらにも農地を持っている方は、東京都からも広域認定でと言われていますので、広域認定で考えていただいて良いと思います。

２番 後藤職務
代理人

手続きは変わりませんか。
書類の作成は武蔵野市ですか。

事務局

手続きの内容は変わりません。市外に農地を持っている方は提出先が東京都になります。都外に農地を持っている場合は関東農政局が提出先になります。
書類の作成は通常どおり武蔵野市になります。

事務局

審査会についてですが、広域認定ですと他市でも書面にて審査会を行っていただくので、申請が少し早まるかもしれません。都内であれば近隣の自治体になると思いますが、東京都が関わってくると、関東農政局の場合は都を跨ぐので、更に時間がかかると思います。
他市を含める予定であれば、計画は早めに着手した方が良いでしょう。

２番 後藤職務
代理人

広域認定のメリットはありますか。

事務局	広域認定を受けた場合、武蔵野市からの補助金の他に、他市の補助金も使えたり、限度額が異なったり、他に違うメニューがあったり、他の自治体からも武蔵野市以外の補助を受けられるかもしれない、ということになります。
2番 後藤職務 代理者	武蔵野市プラス他の補助がうけられる可能性があるということでしょうか。他の自治体に問い合わせをして確認した方が良いということですね。
会長	次に（６）令和７年度農業委員会日程等案について事務局より説明を求めます。
事務局	〔事務局説明〕
会長	以上について、何かご質問等ございますか。 行政視察の件はどうですか。
事務局	行政視察については、宿泊を想定しています。３月の議会で予算が決定しましたら、行先をお伺いしますので、候補地を考えておいてください。 また、来年度は農業振興基本計画の改定があります。10年毎で令和８年度からの新しい計画が始まりますので、来年度から計画づくりを行います。計画行政のため、掲載とおりに進めていくことが大事になります。 検討委員会を立ち上げますので、農業委員の皆様にはお力をお借りしたいと思っております。
会長	次年度は忙しくなります。もし委員に指名された場合は、ご協力いただきたいと思います。 最後に、（７）その他 会議等日程 事務局より説明を求めます。
事務局	〔事務局説明〕
会長	最後に委員の皆様や事務局から何かございますか。

特になければ、以上をもちまして、本日の通常総会を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会時刻 午前10時13分